

自動販売機設置場所一時貸付公告

町有施設内の一部を清涼飲料水等自動販売機設置場所として一時貸し付けします。
本件は、揖斐川町が管理する「いびがわゆめパーク To・Le・Mo」敷地内に自動販売機を設置する業者を募集するものです。

令和 8 年 3 月 5 日 揖斐川町長 岡部 栄一

記

1. 物件番号 建設自販機第 1 号

2. 貸付場所等

(1) 施設・箇所：いびがわゆめパーク To・Le・Mo

(2) 住 所：揖斐川町上南方 681 番地

(3) 寸 法：横幅 5.0m×奥行 2.0m×高さ 2.5m 以内

(放熱余地、電気メーター、空き容器回収ボックス等のスペースも含む)

(4) 提供可能電源環境：単相 100V 20A (分電盤からの配電)

ただし、設置者が独自で電源敷設する場合はこの限りではない。

(5) 設 置 台 数：上記寸法内、電源環境内に収まれば台数上限は設けない。

※自動販売機の搬入、電源、商品補充、メンテナンス等に支障がないか、事前に貸付場所の現地確認を行うこと。

3. 施設規模 (利用者規模) 公告日現在

(1) 施設利用者推定：(休日) 500名/日 (平日) 150名/日

(2) 開 園 日 時：年間を通して終日利用可 (夜間消灯時間帯あり)

(3) 他の自動販売機設置計画：なし

4. 貸付期間

令和 8 年 4 月 15 日～令和 9 年 3 月 31 日 (設置準備、撤去期間を含む)

ただし、町長が特に必要があると認める場合を除き、5 年を超えない範囲で更新できるものとする。

5. 入札参加資格

- (1) 個人の場合は揖斐川町内に住所を有し、法人の場合は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等を有すること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、公告日現在で引き続き1年以上の自ら管理・運営する実績を有していること。
- (3) 次に該当すると認められる方は入札に参加することができません。
 - ・町税に関し未納の税額がある者。
 - ・入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者）。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約のために必要な同意を得ている者は参加できます。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者。
 - ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員。

6. 自動販売機の規格等

- (1) ノンフロン対応機であること。
- (2) 転倒防止措置ができること。
- (3) 緊急時飲料提供ベンダー機能を有すること。
- (4) 現金決済機能のほか、キャッシュレス決済機能を有すること。

7. 自動販売機の設置及び管理運営条件

- (1) 自動販売機設置場所の全部又は一部を転貸し、又は使用权の譲渡をすることはできません。
- (2) フルオペレーション方式とし、設置業者において商品の在庫管理、補充及び変更、消味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、空き容器の回収、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- (3) 食品衛生について商品販売に必要な許可を受けるとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関への届出及び検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止措置をすること。
- (5) 設置業者において自動販売機の保守点検を随時行い維持に努めるほか、故障、問い合わせ及び苦情等については自動販売機に連絡先を明記し、設置業者の責任において即時対応すること。
- (6) 設置業者において空き容器回収ボックスを設置すること。ボックスから容器が溢れないよう回収頻度を考慮すること。

8. 販売条件

(1) 販売品目

缶又はペットボトルなど密閉式容器入りの清涼飲料水を基本とし、お茶、水、炭酸飲料、スポーツ飲料、熱中症対策飲料、コーヒー、子ども向けジュース類など、多種、他品目により構成するよう努めること。酒類は除く。

2台目以降、独自電源にて設置する場合はアイスクリームや菓子類も可とする。

9. 自動販売機設置使用料

(1) 自動販売機設置の使用料は、以下のとおりとする。

自動販売機1台当たりの設置面積	使用料(年額)
1㎡未満	5,000円
1㎡以上	10,000円

納付する使用料は、この表に定める当該額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

10. 販売手数料

(1) 年間の想定売上金額を考慮の上算出した金額を申請書に提示し、当該金額を年間の販売手数料として納入すること。

なお、複数業者が当該案件に応募した場合、提示した販売手数料が高い申請者から順に設置寸法内に収まる範囲にて設置許可を与えるものとする。

(2) 設置業者は月ごとの売上実績額を翌月20日までに揖斐川町へ書面で報告すること。

(3) 販売手数料は、揖斐川町が発行する納入通知書により指定日までに納入すること。

(4) 振り込む際の手数料は設置業者の負担とする。

11. 電気設備

(1) 自動販売機の電源は施設既設電源(単相100V 20A)もしくは、設置者が独自で敷設した電源によるものとする。

(2) 既設分電盤からの配線工事、独自電源の設置及び使用電気料は設置業者の負担とする。

(3) 既設電源を使用する場合の電気料は施設側電気使用料単価を設置自動販売機定格ラベルに記載の年間消費電力量(kWh/年)に乗じた金額を実費相当分とし、自動販売機設置使用料および販売手数料と併せて徴収するものとする。

(4) 独自で敷設した電源を利用する場合は、電気料の徴収は行わない。

(5) 電気料を振り込む際の手数料は設置業者の負担とする。

12. 費用負担

自動販売機及び付帯設備の設置、管理運営、撤去等に係る費用等一切の費用は設置業者が負担する。

13. 貸付場所の返還

契約の満了、解除の際には設置業者は自動販売機及び付帯設備を撤去するものとし、設置業者は貸付場所を原状に回復して揖斐川町の確認を受けなければならない。ただし、揖斐川町が原状に回復させることが適当でないとき、この限りでないものとする。

14. 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機設置に伴う事故が発生した場合は、揖斐川町の責に帰する場合を除き、設置業者がその責を負う。

15. 商品等の盗難及び破損

- (1) 揖斐川町の責に帰することが明らかな場合を除き、揖斐川町はその責を負わない。
- (2) 設置業者は、商品、自動販売機及び付帯設備が汚損又は毀損した場合は、設置業者の負担により速やかに復旧しなければならない。

16. 参加申込

- (1) 申込期間 令和8年3月9日(月)～令和8年3月31日(火)
9:00～17:00
- (2) 申込場所 揖斐川町役場 2階 建設課
- (3) 提出書類 ・自動販売機設置許可申請書(様式第1号)
・設置自動販売機製品仕様書
(寸法、年間消費電力量などが分るもの)
・予定販売品目一覧(任意様式)

17. 問い合わせ先及び資料配付先

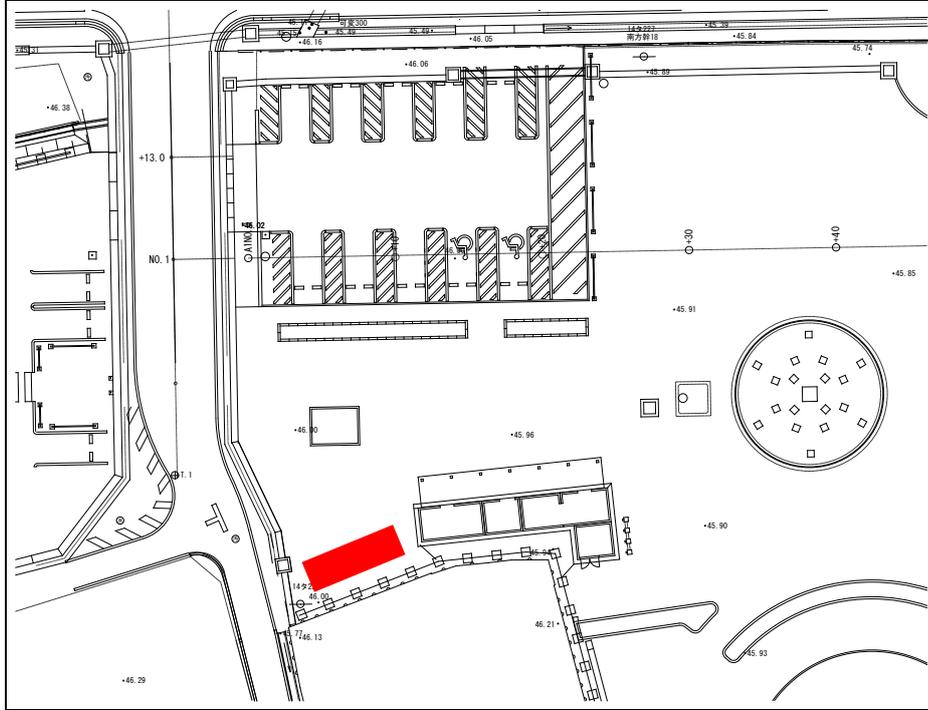
揖斐川町役場 建設課 (電話) 0585-22-2801 平日 8:30～17:00

物件明細書

1. 物件番号

建設自販機第1号

2. 自動販売機設置位置図



3. 現地設置箇所写真



4. 販売実績

新規設置案件につき、実績なし。